

札幌大学経済・経営学会会則

(名称、事務所)

第1条 本会は、札幌大学経済・経営学会と称し、事務所を札幌市豊平区西岡3条7丁目3番1号札幌大学に置く。

(目的)

第2条 本会は、札幌大学における経済、経営に関する諸科学の進歩、向上をはかり、会員の研究を促進し、その成果を発表することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 学術雑誌の発行
- (2) 研究会の開催
- (3) その他講演会等、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 札幌大学経済学部、経営学部 に所属する専任の教員、および上記以外の専任の教員であって本会の趣旨に賛同し総会の承認を得た者
- (2) 学生会員 札幌大学経済学部、経営学部 に所属する学生
- (3) 大学院生会員 札幌大学経済学研究科、経営学研究科 に所属する大学院生
- (4) 普通会員 札幌大学経済学部、経営学部の卒業生、またはかつて在学したことのある者
- (5) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し総会の承認を得た者
- (6) 名誉会員 (イ) 20年以上にわたって第4条第1項に規定する正会員であった者
(ロ) その他、第7条に規定する総会によって適当と認められた者

第5条 会員は、所定の会費を納めなければならない。

第6条 会員は、本会の機関紙の配布を受け、本会の諸事業に参加することができる。

(総会)

第7条 本会の重要事項を協議するため、正会員による総会を年1回以上開催する。総会の招集は会長が行う。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監査 1名

上記会員は正会員の中から互選する。また、その任期は2年とし、再選を妨げない。

第9条 本会の経費は、会費、事業収入、大学からの補助金、寄付金およびその他の収入を持って支弁する。

第10条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、年に1回以上の監査を受けなければならない。

(会則改正)

第11条 この会則の改正は、総会の議を経て行う。

付則 この会則は1974年12月11日から施行する。

1981年 7月20日 一部改正

1983年 3月22日 一部改正

1984年 5月 7日 一部改正

1988年10月24日 一部改正

1995年 6月26日 一部改正

1998年 6月24日 一部改正

2003年 6月25日 一部改正

2004年 7月15日 一部改正

2006年 6月27日 一部改正

細則

- 1 本会の会費は、正会員年額 5,000 円、普通会员年額 4,000 円、賛助会員年額 5,000 円以上、学生会員は在学期間を一括して 5,000 円、大学院生会員は同じく 2,500 円とする。
- 2 学生会員の会費は、入学時に一括して納入することとする。
- 3 外国人留学生については、会費を免除する。
- 4 大学院入学生で、以前本学に籍を置き学生会員であった者は、会費を免除する。なお、大学院正会員には、大学院生研究生を含むものとする。